



掛川市横須賀



大阪 道頓堀

『日経アーキテクチャ』最新号（2010.1.11号）は、なかなかおもしろい内容だった。2010年の建築界を展望している中で、建築基準法の集団規定を景観法と合体させて、自治体による許可制度にすべきだとする主張が興味をそそる（29頁）。

### ■建築確認と建築許可はどう違うか

集団規定は「確認」という行為とは別扱いにすべきだと思っていたとき、2006年12月、『建築革命』が出版\*され、建築制度の基本である「確認」という制度を「許可」に変えなければ忌々しき状況は救いようがない、と述べられていることに"わが意を得たり"と思った。

確認は、国が全国画一的に定めた基準に当てはめ、これに合うものは必ず確認しなければならない。一方許可は、それぞれの自治体ごとに築き上げられた基準に合うかどうかを審査し、合わないものに対しては建築を認めない、ということである。

また、確認は基準を国が定め、それを「建築主事」が適合確認するシステムなので、一般の住民は一切この手続きに関与できないが、許可は審査のプロセスを公開したり、意見書を提出したりすることが可能となり、住民参加を位置づけることができるのである。

### ■確認では美しい町並みは創れない！？

確認は全国一律の基準に合いさえすれば何を建ててもよいということであるから、根本的に地域に合った建築の集合体を創っていくことはできない。許可は地域にふさわしい基準、そのまちのマスタープランに沿った基準に合わないものは建築できないのだから、長期的に地域に合った美しい町並みを創っていくことが可能になるのである。

この建築許可の制度は、アメリカもイギリスも、ドイツもフランスも各国で行われている。厳格な都市計画と建築コントロールによって、強い規制がかけられているのである。わが国の建築自由の制度が、世界から見れば異質であるといえる。

### ■建築許可の制度化は可能か

確認は法文の規定に即して機械的に基準に合うかどうかを判断するだけなので、裁量権はない。許可は建築が美しい景観に適合するか否か、数字などでは規定できないので役所に裁量権を認めようとするものである。

では、民間機関による確認が定着した今日、建築許可を行政の任務とすることができるのか。しかしこれが実現しなければ美しい町並みは創造できない。なぜか。

美しい都市、美しい町並みを創るためには、まちのマスタープラン、あるべき姿の構想に沿った建築が求められる。地域にふさわしい建築を住民とともに創っていくプロセスが制度として必要なのである。

しかし現在、自治体はどこにどのような建築が建つか、まったく把握できていない。事後的に建築計画の概要を知るのみである。これは建築のコントロールの破綻であり、言わば、建築や都市をコントロールする権限が剥奪されているのである。

加えて、自治体の職員は建築をコントロールする場が失われていることにより、問題の場数を踏むことができず、結果として町並みを美しくしていく意欲も能力も薄れてきているのだ。

### ■今こそ建築許可への制度設計が待たれる

建築許可の制度化には大きな課題がある。行政にデザインを裁量することができるのか。また、すでに認知されている民間確認機関をどうするのか。

民間機関を廃止する場合、現在の民間機関職員を准公務員にする・・・、あるいは行政と民間がすみ分け集団規定を行政の許可とするなど、考えれば、解決の方法はいくつもあるはずである。

建築士が「景観責任」を果たしていくことはもちろんであるが、法のしくみを改善し改革していく制度設計が今まさに求められていると思う。

（景観整備機構 副代表 塩見寛）

\*『建築革命』偽装を超えて「安全」で「美しい」まちへ  
五十嵐敬喜編著 建築ジャーナル 2006年12月 2,100円